

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人心聖会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日まで
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を80%以上とする。

＜対策＞

- 2025年 4月～ 毎月、年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 毎年 9月・12月
年次有給休暇の取得率が低い職員については個別面談を実施。
業務改善等を実施し、年次有給休暇の取得を促す。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

女性職員・・・取得率を80%以上にする
男性職員・・・取得率を50%以上にする

＜対策＞

- 2025年 4月～ パンフレット等による制度の周知、相談窓口の設置。
各事業所における休業者の業務カバー体制の検討・実施。
- 毎年 3月 取得率の把握・育児休業未取得者の状況確認等を実施し、問題点を検討。問題点について改善を図る。

目標3：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を20時間未満とする。

＜対策＞

- 2025年 4月～ 全職員の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を適切に把握し、法定時間外労働及び法定休日労働の多い職員に個別に働きかけを行う。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・33.3%（2025年4月1日現在）